

－抜粋－

# 多面的機能支払交付金の手引き （日本型直接支払制度）

活動組織 編



北海道日本型直接支払推進協議会

平成28年1月

### (3)財産管理台帳

#### ①財産の取扱いについて

- 多面的機能支払交付金により、更新等を行った施設（財産）については、事業終了後においても、活動計画書に基づき、定められた管理者が適切に管理することになります。
- また、市町村や土地改良区等の施設において更新等を行い、活動組織が財産を取得した場合、その財産を、できるだけ速やかに市町村や土地改良区等に譲渡する必要があります。（必要となる資料や具体的な手続きは、あらかじめ市町村等と協議し、指示を受けて下さい。）
- これらを確実かつ円滑に行うため、活動組織において財産管理台帳を作成することは非常に重要です。

#### ②財産管理台帳の整備

- 更新等を行った施設や1件の取得価格が50万円以上の機械等がある場合については、その都度、財産管理台帳に整理し、保管することが必要です。  
なお、施設の補修や50万円未満の機械等についても、適切に管理を行う観点から財産管理台帳に記載してください。
- 財産管理台帳には、施設の構造・規格、施工箇所、処分制限期間を記載します。

#### 財産の処分制限期間について

対象組織が更新等を行った施設については、処分制限期間内は、交付金の目的に反した譲渡、使用等が制限されます。※注

この処分制限期間は、耐用年数を勘案して施設毎に定められるものです。詳しい内容については、56ページの問い合わせ先にご確認下さい。

#### ○財産の処分制限期間の例

施 設	構 造	処分制限期間
水 路	コンクリート造のもの	17年、30年又は40年
農 道	コンクリート舗装	15年
	アスファルト舗装	10年
	砂利舗装	8年又は15年
水路 ため池	ゲート、ポンプ、バルブ	7年又は17年
	防護柵（金属造りのもの）	10年
パーソナルコンピューター		4年
農業機械(草刈機等)		7年

※注：処分制限期間内に、交付金の目的以外の譲渡、使用等を行う場合は、農林水産省農村振興局長の承認が必要となります。

（市町村や土地改良区などへの譲渡については、交付金の目的に反して行われるものではないため、農林水産省農村振興局長への承認申請等を行う必要はありません。）

(様式第1-11号)

帳合管理管產財

組織名を記入します。

注 1：処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。

注2：処分の内容欄には、譲渡、交換、賃付け、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。

また、外注工事の場合には施工業者名等を記入するなど、今後の財産管理において必要となる事項について適宜記入すること。

複数年にわたって施設するには、このように、年に一度の完成度を記載する。注5「夕吹」は「水路」や「農道」等が、完成した年度で記載する。

王正言：「吾聞之，「以德報怨」者，非仁也；「以怨報德」者，非智也。」